

○倉敷市情報公開条例

平成10年3月25日

条例第5号

改正 平成12年3月24日条例第9号

平成14年9月20日条例第49号

平成16年9月24日条例第33号

平成17年7月27日条例第107号

平成27年12月22日条例第63号

平成28年3月22日条例第13号

平成28年12月20日条例第62号

平成29年6月29日条例第26号

平成31年3月22日条例第5号

令和5年3月24日条例第6号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市の保有する情報の公開について定め、市民の知る権利を保障することにより、市の諸活動を市民に説明する責務を全うするとともに、市民による市政への参加を推進し、もって公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、モーターボート競走事業管理者、消防長及び議会並びに財産区をいう。

(2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他情報が記録された媒体であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(3) 開示 閲覧若しくは視聴に供し、又は写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の運用に当たっては、市民の行政文書の開示を請求する権利を十分に尊重し、情報の適正な作成及び保存に努めるとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求するものは、行政文書の開示を請求する権利を濫用することなく、正当に行使するとともに、行政文書の開示によって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

(開示を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して行政文書の開示（第5号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る行政文書の開示に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(開示請求及び審査)

第6条 前条の規定により行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとするものは、規則で定めるところにより、実施機関に対し、開示請求に係る行政文書を特定するために必要な事項その他所定の事項を記載した請求書を提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の請求書が到達したときは遅滞なく審査を開始し、請求書の記載事項に不備がある場合その他の形式上の要件に適合しない場合は、速やかに、開示請求をした者に対し相当の期間を定めて開示請求の補正を求め、又は開示請求を拒否しなければならない。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつた場合は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項の独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員等の氏名に係る部分であって、公にしても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公

にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で、任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報

(5) 市と国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるもの

(6) 市の内部又は市と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関

し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知し、速やかに開示しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないときは、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由に開示請求を拒否するときも、前項と同様とする。

(開示決定等の期限)

第12条 前条に規定する決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から起算し15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があつた日から起算して45日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理

由を書面により通知しなければならない。

(著しく大量な行政文書の開示請求に係る開示決定等の期限の特例)

第13条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、前条第2項前段に規定する期間内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、開示請求に係る行政文書の相当の部分につき、当該期間内に開示決定等をし、残りの部分については、相当の期間内に開示決定等を行うことができる。

この場合においては、前条第1項の期間内に、同条第2項後段の規定の例により、開示請求者に通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第14条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に市及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、開示決定等を行うに際し、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第7条第2号ただし書イ若しくは第3号ただし書又は第9条の規定によりこれを開示しようとするときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、書面で、所定の事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 前2項に定める手続がとられた場合において、当該行政文書を開示するときは、実施機関は、開示の決定と開示を実施する期日との間に少なくとも2週間を確保するとともに、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、書面で、所定の事項を通知するものとする。

(開示の方法)

第15条 実施機関は、開示請求に係る行政文書を開示することにより当該行政文書の保存に支障が生じるおそれがあると認めるときその他相当の理由があるとき及び第8条本文の規定により部分開示を行うときは、当該行政文書を複写したものにより、又は規則で定める方法により開示することができる。

(費用負担)

第16条 この条例の規定による行政文書の閲覧に係る手数料は、倉敷市手数料条例（平成12年倉敷市条例第9号）の規定にかかわらず、無料とする。

2 この条例の規定による行政文書の視聴に係る手数料は、無料とする。

3 この条例の規定により行政文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成に要する費

用として規則で定める額を負担しなければならない。

第3章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行服法」という。)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に対して審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときに除き、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、遅滞なく、倉敷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の開示の決定をするとき(当該開示決定等について反対する旨の意見が述べられているときを除く。)

2 前項の規定による諮問は、行服法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行服法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)

(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該開示決定等について反対する旨の意見を述べた第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(審査請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決(第三者である参加

人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(倉敷市情報公開・個人情報保護審査会の設置等)

第20条 第18条、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項及び倉敷市議会個人情報の保護に関する条例（令和5年倉敷市条例第21号）第45条に規定する諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、5人以内の委員をもって組織し、委員は、学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 審査会の審理は非公開とする。ただし、答申は公表する。

(審査会の調査権限)

第21条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る行政文書及び保有個人情報（個人情報の保護に関する法律第60条第1項及び倉敷市議会個人情報の保護に関する条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）の提出を求め、審査請求人に閲覧させずにその内容を見分することができる。この場合において、審査会に対し、何人もその提示された行政文書及び保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、請求拒否の決定があった行政文書又はその部分と請求拒否の理由とを分類・整理することその他の方法により、諮問に関する説明又は資料の提出を求めることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案（以下「事件」という。）に関し、審査請求人、参加人及び諮問実施機関（以下「審査関係人」という。）に意見書又は資料の提出を求め、参考人（行服法第34条の参考人をいう。）に陳述を求め、又は鑑定をさせ、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述及び意見書等の提出)

第22条 審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査関係人は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第23条 審査会は、第21条第3項若しくは第4項又は前条第3項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（第21条第1項に規定する行政文書を除く。）の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

5 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(委任)

第24条 第20条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(利便の提供及び運用状況の公表)

第25条 市長は、この条例の円滑な運用を確保するため、総合的な受付窓口の整備、資料の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

2 市長は、この条例の運用状況に関し、毎年度公表しなければならない。

(情報公開の総合的な推進)

第26条 市長は、この条例に定める行政文書の開示のほか、情報の提供その他の情報公開に関する施策の充実を図り、市民に対する情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(他の制度との調整)

第27条 行政文書の閲覧若しくは縦覧又は行政文書の謄本、抄本その他の写しの交付の手續が別に定められている場合における当該行政文書の開示については、その定めるところによるものとする。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長その他の実施機関が別に定める。

(罰則)

第29条 第20条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第30条 前条の規定は、市の区域外において同条の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 倉敷市情報公開制度審議会条例(平成9年倉敷市条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

3 平成7年度以前の行政文書については、平成11年4月1日から、この条例を適用する。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

4 船穂町及び真備町の編入の日前に船穂町情報公開条例(平成14年船穂町条例第16号)又は真備町情報公開条例(平成13年真備町条例第22号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

(関係条例の一部改正)

5 特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「

倉敷市情報公開制度審議会委員	日額 7, 100円	同上
----------------	------------	----

」を「

倉敷市情報公開不服審査会委員	日額 11, 100円	同上
倉敷市情報公開制度運営審議会委員	日額 7, 100円	同上

」に改める。

附 則（平成12年3月24日条例第9号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月20日条例第49号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に倉敷市情報公開不服審査会又は倉敷市個人情報保護不服審査会において審査中の事件は、改正後の倉敷市情報公開条例又は改正後の倉敷市個人情報保護条例に規定する倉敷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問されたものとみなす。

（関係条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「

倉敷市情報公開不服審査会委員	日額 11, 100円	同上
倉敷市情報公開制度運営審議会委員	日額 7, 100円	同上
個人情報保護運営審議会委員	日額 7, 100円	同上
個人情報保護不服審査会委員	日額 11, 100円	同上

」を「

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 11, 100円	同上
---------------------	-------------	----

倉敷市情報公開制度運営審議会委員	日額 7, 100円	同上
個人情報保護運営審議会委員	日額 7, 100円	同上

」に改める。

附 則（平成16年9月24日条例第33号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年11月24日から施行する。

（関係条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「

倉敷市情報公開制度運営審議会委員	日額 7, 100円	同上
個人情報保護運営審議会委員	日額 7, 100円	同上

」を「

倉敷市情報公開・個人情報保護審議会委員	日額 7, 100円	同上
---------------------	------------	----

」に改める。

附 則（平成17年7月27日条例第107号）

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成27年12月22日条例第63号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に効力を有する市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後においては、病院事業管理者が行った処分その他の行為又は病院事業管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成28年3月22日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の倉敷市情報公開条例及び倉敷市個人情報保護条例の規定にかかわらず、実施機関の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行の日前にされた実施機関の処分又は同日前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月20日条例第62号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に効力を有する市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、競艇事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後においては、競艇事業管理者が行った処分その他の行為又は競艇事業管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成29年6月29日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第5号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日条例第6号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。